

11月30日の議事予定

開 議

諸報告 ・付託議案審査報告書の提出について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

日程第2 議案第173号〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件

散 会

広聴広報会議

12月4日の議事予定

開 議

諸報告

・例月出納検査報告書の配付について

日程第1

県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

12月6日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が継続することが予想され、電力会社から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の 2 段階の対応を行います。

1 第 1 段階

(1) 状況

厳しい需給状況（予備率が 5 % を下回る）の継続が予想され電力会社から節電要請があるとき

(2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃ 上げます（28℃⇒29℃）。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃ 下げます（19℃⇒18℃）。
- ③ 1 台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を 1 / 2 とします。

2 第 2 段階

(1) 状況

政府から「電力需給ひっ迫警報」*が発令され、非常に厳しい需給状況（予備率が 3 % を下回る）が継続することが予想される時

※ 大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議、委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の可否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の可否を委員会に諮る。